



自然公園における自然再生と 自然環境データの整備について

～ 自然公園における生物多様性の保全の観点から～

第4回自然公園のあり方懇談会

平成15年5月19日



新・生物多様性国家戦略

～ 特徴～

わが国の生物多様性の現状を
「3つの危機」として整理

第1の危機: 人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊をもたらしている。

第2の危機: 里地里山(雑木林、田畑、あぜ道、ため池等)など人為的に管理され、守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少する。

第3の危機: その地域には、存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれる。

新・生物多様性国家戦略

～ 3つの目標と施策の方向～

3つの目標

種・生態系の保全

地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全

絶滅の防止と回復

新たな種の絶滅を防止するとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図る

持続可能な利用

生物多様性の減少をもたらさない持続可能な利用を行う



施策の大きな方向

保全の強化

保護地域制度の強化、指定拡充
科学的データに基づく保護管理の充実、
絶滅防止対策、移入種対策etc.

自然の再生

今までの自然資源の収奪、自然破壊から
転換し、人間が自然の再生プロセスを手助
けし自然の再生・修復を進める。

持続可能な利用

里山など人間の管理により維持されてきた
自然を守るため、これらの管理(利用)を支
援。環境アセスメント制度等を活用。

新・生物多様性国家戦略

～ 5年間に講じるべき7つのテーマ～

- 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成
- 里地里山の保全
- 自然の再生・修復
- 湿原、干潟等湿地の保全
- 野生動物の保護管理(移入種対策等)
- 自然環境データの整備
- 効果的な保全手法(国際協力等)

国立公園における自然景観の 保全対策事例

| 公園名 | 事業名 劣化減少 | 環境省等による対策の経緯 |
|--------------|------------------------------------|---|
| 利尻礼文 サロベツ | サロベツ原野の保全 水位低下に伴う原野の乾燥化、植生変化 | S58～ 原因究明等調査、試験施工、モニタリング H14～ 自然再生推進計画調査着手 |
| 釧路湿原 | 釧路湿原の保全 土砂流入等による湿原の消失・乾燥化 | S63～ 湿原生態系の調査研究 H14～ 自然再生事業に関する実務会合の設置 |
| 日光 | 尾瀬の植生復元 踏み荒らし等による湿原植生等の裸地化 | S41～ アヤマ平等における調査、事業 H元～ 至仏山登山道閉鎖、植生復元、登山道整備 |
| 吉野熊野 | 大台ヶ原の植生保全 シカの食害等によるトウヒ林の衰退 | S58～ 保全対策の検討、被害状況等調査 H14～ 自然再生推進計画調査 |
| 大山隠岐 | 大山山頂の植生復元 踏み荒らし等による山頂植生等の裸地化 | S60～ 一木一石運動(浸食溝の埋め戻し等)開始 S61～H9 植生復元事業の実施 |
| 西表 | オニヒトデの駆除 石西礁湖等におけるオニヒトデによるサンゴ食害 | S49～ オニヒトデ駆除事業の実施 S58～H9 オニヒトデ類の分布調査等 H10～ サンゴ類等のモニタリング調査の実施 |
| 山岳公園 全般 | 登山道周辺の植生復元 踏圧、雨水の洗掘等による登山道荒廃等 | 登山者の踏み荒らし、雨水の洗掘等による登山道荒廃、 周辺植生の裸地化に対し、木道の整備等の登山道整備、 登山道沿線の植生復元を実施 |

改正自然公園法の施行

- 改正自然公園法が、本年4月1日より施行。
- 「**生物の多様性の確保**」が国等の責務として規定。
- 自然公園法施行令の「公園事業施設」に「**自然再生施設**」が追加。